1989年6月27日付「報告・供覧」から読み解く日本の対中外交

I. はじめに

1989年6月4日朝。外務省派遣留学生として、学生デモの震源地の一つである北京大学に87年9月から在籍中の筆者は、いつも通り、「三角地」で壁新聞を読んでいた。「三角地」とは大学キャンパス内にある、さほど広くない三角形の広場で、当時は天安門広場を占拠した学生の動向などを伝える手書きの壁新聞であふれていた。

一通り読み終わった頃だったろうか。一台のトラックが三角地に滑り込んできた。そして、手に何かを持った若い男性が荷台で絶叫している。筆者は彼が手にしているものが一体何なのか、にわかには判断できなかった。しかし、暫くして、それが何かを理解した筆者は、「天安門広場でとんでもないことが起こった」ことを悟った。それは、こびりついた鮮血が時を経てどす黒く変色したランニングシャツだったのである。

3日晩のCCTV(中国中央電視台)が「明日は天 安門広場に行ってはならない」とするニュースを 流していたことから,筆者は何かが起こるだろう とは思っていた。しかし、せいぜい「ゴボウ抜 き」程度のことだろうと高をくくっていた。と言 うのも、5月下旬にもなると、学生の抗議運動に は開始当初の熱気がなくなっていたことから、運 動を収束させるにはその程度の対応で十分だと思 ったからだ。当局の対応は明らかに度を過ぎたも のだった。しかし、時間の経過とともに、事態は 「度を過ぎた」程度の表現ではあまりに軽すぎる ことを認識するようになった。自国民の大量虐殺 だったのである。混乱する中, 大使館の指示で始 まった日本人留学生の緊急帰国ミッションが一段 落した6月7日、筆者は北京大学を後にし、大使 館付きとなった。

学生の動向はそれなりに把握していたが、上述の通り、筆者は外務省職員でありながら、当時の大使館と外務本省とのやりとりを知る立場になかった。したがって、今回公開された 6.4 天安門事件発生当時の外交文書には大きな発見が少なくなかった。本論考では、そうした中から筆者が最も重要と考える一本の報告書を取り上げ、当時の日本政府及び外務省の対中認識と政策を論じ、今後あるべき日中関係を展望する。なお、本論考執筆にあたっての参考資料は今回公表された外交文書にほぼ限られており、また、記述においても推測的要素が少なくない。したがって、本論考はあくまでも試論に属するものである。

Ⅱ、謎多き文書

1. 6月27日付「報告・供覧」

筆者が取り上げるのは「6月27日起案『報告・供覧』」(今回公開された外交文書ファイル2020-0545の286~290ページ。以下,「報告」。図1)である。これは,阿南惟茂中国課長(2001年から2006年に中国大使)が6月26日にある人物(名前は黒塗り)と懇談した際のやり取りの記録で,扱いは「極秘」とされている。報告起案者は横井裕課長補佐(2016年から2020年に中国大使)である。

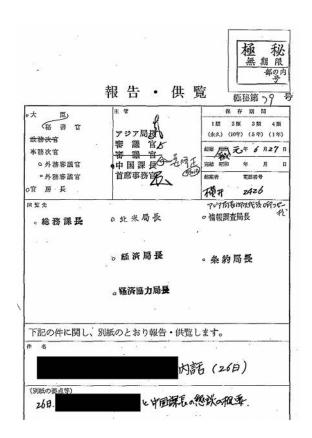


図1 「6月27日起案『報告・供覧』」

ただし、筆者が議論の俎上に載せたいのは、実は「報告」そのものではなく、「報告」に添付された奇妙かつ驚くべき内容の二つの文書のほうだ。この文書はおそらく、課長側から懇談相手に手交されたものと思われる。

本題に入る前に,まずは「報告」に見られる問題点,注目点を指摘しておきたい。

第一に、阿南課長が会ったのは一体誰なのかという問題だ。筆者は中国人外交官(在日中国大使館幹部)であると推測する。それは、「報告」の冒頭で、同課長がこの人物と「非公式に」懇談したとしているからである。「民間人」との懇談であれば、公式・非公式の区別はなくすべて非公式となるので、このような表現は使わないはずだ。政府を代表できる公的立場にある人物と「非公式」に、つまり私的に会ったものと解される。また、課長が「中国の外交官が置かれている辛い立場は理解できる」と発言していることも、それを裏付ける。

第二の注目点は、阿南課長の発言中の以下の部分(「報告」5. (3))である。「これまでも中国政府が断片的に述べてきたような(イ)先般の措置は中国としてもできれば取りたくなかった、

- (ロ) 今後も合法的民主化要求は受け入れる,
- (ハ)改革・開放政策堅持、各国との関係発展を期待、といった内容の見解が中国政府より明確にでれば、国際世論の中国に対する悪い印象も幾分かは改善の方向に向かっていく可能性がある」(図 2)。

5. (中国課長より、以下発言。)

- (1)中国側としては、中国の事態は中国の国内問題であり、これに外国が意見を言うのは内政干渉だという言い分があることは想像できる。しかし、日本はもとよりどの国にあっても、長い間対中関係に関わり中国との関係発展に努力してきた人々にとって、今回の中国の事態は、残念であると同時に債りを覚えるのも事実。何よりも深刻な影響は、これまでごく自然に中国に好意を抱いていた日本の一般国民の対中観が今回の事態を機に悪い方向に一変したことであり、この回復にはまた、相当の時間が必要であろう。中国の外交官が置かれている辛い立場は理解できるが、この点中国側も認識する必要あり。この様な隔りに非難と反発で対処していけば、両者の距離は遠くなるだけであり、自制が必要とされる所以。
- (2) これまで、日本の対応は自制のきいたものであったが、今後は国内では選挙、国際 的にはサミットが控えており、中国にとって厳しい対応もでてくるかもしれないが、以上 の背景を了知されたい。
- (3)四中全会コミュニケでは対外関係発展期待が述べられているが、新指導部の成立を 機に、これまでも中国政府が断片的に述べてきたような(イ)先展の措置は中国としても できれば取りたくなかった、(ロ)今後も合法的民主化要求は受け入れる、(ハ)改革・ 開放政策堅持、各国との関係発展を期待、といった内容の見解が中国政府より明確にでれ ば、国際世論の中国に対する悪い印象も幾分かは改善の方向に変わっていく可能性がある。

図 2 『報告・供覧』本文 5. (3)

この部分に限定すれば、阿南課長は中国で起き た虐殺行為を非難するのではなく、むしろ逆に、 国際社会の批判から逃れるための「助け舟」を出 しているかの如きである。

2. 「中国政府声明(案)」

それでは、本題に入りたい。筆者の考察に基づくと、上でみた懇談背景と課長発言に、これから取り上げる二つの文書の内容を重ね合わせた時、そこには事件直後の日本政府(正確には外務省アジア局中国課)の対中政策の根幹が見て取れる。

第一の付属文書は、「極秘」の指定がある「中 国政府声明(案)」(以下、声明(案))である (図3)。



中国政府声明 (案)

- 1. 今次事態は、純粋に中国の国内問題。一部の扇動分子が、人民共和国の転 覆を図ったものであり、党・政府は、これに前固反撃。
- 2. 今次動乱において多数の死傷者が出たことは、まことに遺憾。中国政府としても、このような事態を回避するよう最大限の努力を行ったところ。
- 3. 中国においては、経済体制改革と並んで、政治体制改革を推進しており、 今後も民主を求める人民の合法的要求には、十分配慮していく。
- 4. 「改革と開放」は今後とも不変。中国は友好国との協力関係を引き続き希望。

図3 「中国政府声明(案)」

図3のとおり、この文書は「中国政府」の声明 案であるにも関わらず、日本語で書かれている。 しかし、中国政府が原文の中国語を日本語に翻訳 したものとは到底考えられず、おそらく阿南課長 側が作成したものだと推測される。筆者がこのよ うに考える第一の根拠は、形式に関するものであ る。この文書は文言、文体ともに典型的な外務省 文書である。また、ページ設定、文字の書体及び サイズともに、第二の付属文書(「中国情勢に対 する我が国の立場」。下線部筆者)とほぼ一致す る。そして二つ目の根拠は、内容に関するもの だ。すなわち、声明(案)に記された内容は、前 述の課長発言とほぼ一致しているのである。具体 的にみると、声明(案)の2. は課長発言の

(イ)に、3.は(ロ)に、4.は(ハ)にそれぞれ該当する。つまり、阿南課長は、その発言記録の最後にあるように、「国際世論の中国に対する悪い印象」を「幾分かは改善の方向に変」えていくために必要だと判断し、自ら作成した声明案のラインの声明を中国側が出すよう提案したのではなかろうか。もちろん、そのような声明を出すことが、日本の国益にもかなうと判断したからであろう。

3.「中国情勢に対する我が国の立場(主として西側向け)」

この推測に一定の根拠を与えるのが第二の付属

文書「中国情勢に対する我が国の立場(主として 西側向け)」(以下,「我が国の立場」。図4)であ る。

無期 限

中国情勢に対する我が国の立場 (主として西側向け)

平.元.6.4

- 1. 我が国は自由、民主という普遍的価値を西側諸国と共有。
- 2. 中国政府が、民主を要求する学生、一般市民を武力鎮圧し、多数の死傷者を出したことは、人道的見地から容認出来ない。
- 3. 但し、今次事態は、基本的に我々とは政治社会体制及び価値観を異にする 中国の国内問題。従って、我々の対中国非難にも自ら限界あり。
- 4. 西側先進諮園が、サミット等の場で今次事態に対する認識を表明すること は適切であるが、他方一致して中国を弾劾するような印象を与えることは、 中国を孤立化へ追いやり長期的、大局的観点から将策でない。まして、中国 に対し、制裁指置等を共同して採ることには、日本は反対。
- 5. 中国が現実的姿勢を採り、改革・開放政策を維持することは西側にとって も望ましいとの観点から、今後は中国側に対し、国際的にも納得の得られる ような立場の表明を慫慂し、それを受けて徐々に、関係を旧に復せしめる。

図 4 「中国情勢に対する我が国の立場(主として西側向け)」

日付は「平.元.6.4」(平成元年6月4日)で、「秘」の指定がある。これも第一の付属文書同様、奇妙なものだ。

筆者の第一の疑問は、6月4日という日付にある。5項からなる本文書は理路整然としたもので、記された考え方や方針も、事件後間もない時期の日本の対中外交の根幹をなすものだったと言えよう。しかし、このような政策文書を、おそらく世界で誰一人として予想できなかった虐殺事件発生当日に作成することが果たして可能だったのだろうか。いかに優秀な人材が集まり、また、いかに所掌事項が多岐(例えば、情勢分析か政策立案か)にわたる中央官庁であろうと、筆者の結論は否定的である。中国の国内情勢を見極め、当面の対中政策を確定するには、もう少し時間が必要だったと思われる。

そこで,政策文書である「我が国の立場」作成 を念頭に,事件発生直後の外務本省の動き(対 応,認識)が伝わる主な資料を今回の公表文書から以下に時系列でピックアップする。

○資料1 6月4日「軍が実力行使によってこれ (学生・市民による反政府行動。カッコ内筆者) を鎮圧し、流血の惨事に発展する事態に至ったこ とは憂慮に堪えない。日本政府としては、事態が これ以上悪化しないことを強く希望する」(外務 報道官談話。ファイル 0545 の 215 ページ。主 管:報道課)。

○資料 2 6月5日「中国情勢は未だ流動的であり、日本政府としては、先ずその帰趨を慎重に見極めることが必要と考えている」(応答要領。ファイル 0545 の 101 ページ。主管:中国課)。

○資料3 6月7日「中国を再び国際社会において孤立化させ、西側がこれを見捨てたという感じを与え、ひいては、対ソ接近に追いやることがあってはならない」、「サミットにおいて(中略)、例えば西側としての共同制裁措置等に至ることは(中略)日本は賛成し難い」(中国情勢-日米外相会談大臣発言要領。ファイル0545の129~134ページ。「極秘」指定)。

(6月9日 鄧小平が戒厳部隊幹部を接見)

○資料 4 6月12日「我が国の今後の対中政策 (今回の事態を踏まえて)」(ファイル 0545 の 136ページ。主管:中国課。「極秘」指定)の関 連部分(図 5)。 極級服果

我が国の今後の対中政策 (今回の事態を踏まえて

, 89. 6. 12 中国課

- 1. 今次事態への基本認識
- (1) わが国とは政治体制を異にし、価値観においても異なる隣国中国の国内問題。
- (2) 戒厳軍が市民・学生に銃を向け、多くの人命が失われるという痛ましい事態に至ったことは遺憾。人道の見地から容認できない。
- (3) 鄧の下に党・軍の強行派が指導権を拳握し、当面このラインで収束の方向へ。 (但し、中国内外政は難問が山積。)
- 2. 当面の対処方針
- (1)上記基本認識に基づき、日中関係への影響、わが方の対応を検討。
- (2)実態面では、今次事態のインパクトがなるべく小さくなるよう対処。(考慮すべき要素別添「参考」)

図5 6月12日「我が国の今後の対中政策(今回の事態を踏まえて)」

○資料 5 6月15日「我が国の今後の対中政策 (今回の事態を踏まえて)」(次官の対総理ブリー フ用資料。ファイル 0545 の 153 ページ。「極秘」 指定)の関連部分(図 6)。

次宫 好作级州一州省科



我が国の今後の対中政策(今回の事態を踏まえて)

89.6.15

- 1. 今次事態に対するわが国の立場
- (1)中国は重要な隣国。対中関係重視はわが国外交の重要な柱の一つ。
- (2) しかし、中国政府が、民主を要求する学生、一般市民を武力鎮圧し、多数の死傷者 を出したことは、人道的見地から容認できない。
- (3) 今次事態は、基本的には我が国とは<u>政治社会体制および価値観を</u>異にする中国の国 内問題。従って、中国批判にも自ずと限界あり。
- (4) 我が国始め西側諸国が一致して中国を<u>孤立化へ追いや</u>るようなこととなれば、<u>長期</u> <u>的、大局的見地から得策でない</u>。まして、中国に対し<u>制裁措置</u>を取ることは、<u>却って逆</u> 効果。
- (5) 中国が現実的姿勢を取り、<u>改革・開放政策を維持</u>することは我が国にとっても望ま しいとの立場。改革・開放政策が実際に不変であることを含め、<u>中国が国際的にも納得 の得られるような立場の表明</u>を行えば、関係を旧に復せしめる上で望ましい。 (腹づもりとしては、実態面で、今次事態の衝撃がなるべく小さくなるよう対処)

図 6 6月15日「我が国の今後の対中政策 (今回の事態を踏まえて)」

以上の5つの資料から浮かび上がる日本側の情勢認識,対中方針とその変化は次のように整理できるだろう。第一に,事件発生当日の外務省対応は,流血の事態発生に対する「憂慮」表明と事態が悪化しないようにとの「希望」表明にとどまっていたということである。そして、翌5日になっ

ても、中国課は情勢が「未だ流動的」であるた め、まずは「帰趨を慎重に見極めることが必要」 だと認識していた。政策立案・決定の大前提は、 正確な状況認識である。従って、主管課がこう考 えている以上, 具体的な対処方針は, 案ですら示 すことができなかっただろう。当時の北京の混乱 ぶりからすれば、これもむべなるかな、である。 第二に、「我が国の立場」に繋がりうる方針の一 端が初めて確認されるのは6月7日だということ だ。同月下旬に開催される日米外相会談におい て, 三塚博外務大臣が国際社会における「中国孤 立化」と西側による「共同制裁措置」には「賛成 し難い」旨表明する方針が7日時点で決まってい たのである。9日の鄧小平による戒厳部隊幹部接 見は、流動化する事態に一定の歯止めがかかった ことを意味した。その結果、第三に、12日の 「たたき台」(図5)を経て、15日、対中政策の 基本的考えが確定する(図6)。その内容が「我 が国の立場」とほぼ一致しているのは見ての通り である。

4. 文書作成の意図

以上から、「我が国の立場」が作成されたのは 6月4日ではなく、6月15日前後だった可能性が 高い。それでは、どうしてこのような工作をする 必要があったのだろうか。それが、「主として西 側向け」の記述がある文書を中国人外交官に提示 した意図は一体那辺にあったのかという二つ目の 疑問に通ずる。

第一に、本文 4. からうかがえるように、「我 が国の立場」は7月中旬開催予定のアルシュ・サ ミットに向けて作成された「内部文書」だと考え られる。そのような文書をサミット開催に先立っ て、会議で批判の矛先が向けられるであろう対象 者に提供するのは、提供者(阿南中国課長)の被 提供者(在京中国大使館幹部)に対する「信頼 感」の表明を意味する。当然のことながら、提供 者は被提供者が恩に着るのを期待するだろう。

第二に,「我が国の立場」に示された方針, そ して, それと6月4日という日付との関係だ。

自国民に銃を向けるというショッキングな事件 の発生を受け、各国、とりわけ西側先進国は一様 に強い批判を行い始めた。そして, 主要7カ国 は、来るべきサミットで「対中非難宣言」を出す べく、すり合わせを進めた。一方で、内部での詳 細な議論を知りえない中国からみると, 対中非難 に濃淡の差があることは認識していたであろう が、対中非難という一点については7か国間に大 きな違いは存在しない。先進国が「寄ってたかっ て」中国を袋叩きにしようとしていると捉えられ る可能性も否定できなかった。日本にとって、そ れは大きな誤解であった。なぜなら、「我が国の 立場」で言及のある5つの方針は、今回公表され た文書からも明らかなように、確かにポスト6.4 天安門事件期の日本の対中政策の根幹をなすもの だったからだ。「『我が国の立場』4. にあるとお り、『中国に対し、制裁措置等を共同して採るこ とには、日本は反対』の立場をとっている。しか も、日本のこうした姿勢は、事件発生当日から終 始変わっていない」という構図をつくることを阿 南課長が意図したとするなら, そこには一定の合 理性がある。

「二つの付属文書は日本側が作成し、中国側に 提示したのではないか」との筆者の推測からは、 以下のような初歩的結論が導きだされる。

- 1. 阿南課長は、日本の対中政策に合致した行動を中国政府がとることを期待し、また、それが国際社会への復帰を目指す中国にとってもメリットがあるとして、自ら作成した声明案(日本政府としての決定ではなく、あくまでも課レベルの案)を在京中国大使館関係者に提示した。同課長は当然のことながら、中国側がこうしたラインの声明を対外的に発することを期待していた。
 - 2. 大使館関係者にそうした行動をとらせるた

めには、日本側の「誠意」や、欧米諸国とは異なる日本の「友好姿勢」を示す必要があると考え、阿南課長は、日付を6月4日と改めた「主として西側向け」の内部文書を中国側に手渡した。これは、高度な外交工作と言えよう⁽¹⁾。

皿.「6.4天安門事件外交」に対する検証と 評価^②

1. 各国の反応

改革・開放政策に対する評価とその継続に対する期待が高かった分,血の弾圧が国際社会,とりわけ人権を重視する欧米先進国に与えた衝撃は極めて強かった。そこで,事件発生直後から,こうした国々は制裁という形でその怒りを表現し,また,それによって改革・開放路線への回帰を中国に迫った。例えば,ブッシュ米大統領は5日,

「政府間での武器売却、武器の商業的輸出の中 止」,「米中間の軍事的指導者の相互往来中止」な ど5項目からなる制裁措置を発表した。さらに, 20日には「政府高官レベル(次官補レベル以 上)の交流停止(7月10日予定のモスバッカー 商務長官の訪中中止)」などの追加措置が発表さ れた(ファイル 0554 の 144 ページ)。また、サミ ットの主催国であるフランスのロカール首相は6 日,「対中関係の凍結」(軍事協力の停止, 閣僚レ ベル以上の訪問とりやめ、李鵬への年内訪仏招待 キャンセル)を発表した(ファイル 0552 の 172 ページ)。加えて, EC は 6 月 27 日の首脳会議 で,「対中軍事協力,武器輸出入の停止」,「中国 との間の閣僚その他のハイレベルでの交流の停 止」,「新規の経済協力プロジェクトの延期」など 7 つの制裁措置を発表した (ファイル 0554 の 144 ページ)。

一方,日本政府についてみると,流血の惨事発生は「憂慮に堪えない」(6月4日,外務報道官談話。ファイル 0545 の 215 ページ),「貴国政府

の行為は人道の見地から容認し得ない」(6月7 日,村田良平事務次官の楊振亜在京中国大使に対 する申し入れ。ファイル 0545 の 309 ページ) な ど、当初から中国側に強い抗議の意思を伝えてい た。しかし、「我が国の立場」にあるように、中 国の孤立化回避を主張していた日本の場合, 具体 的な制裁「措置」をとることには極めて慎重だっ た。例えば、日本のメディアは、外務省が6月 20日、翌90年から始まる第3次円借款や中日友 好環境保全センター(無償資金協力案件)などの 新規案件凍結を決定した旨報じた(3)。しかし、同 省のスタンスは、新規案件については当面は延期 の姿勢をとるが、「『凍結』 『中止』 『根本的見直 し』等の表現は使わぬように注意」するというも のだった。また、「関係者の帰国等により中断中 の継続案件は、平静状態が完全に回復すれば、 個々の状況を確認の上、続行に移る」とされてい た (ファイル 0545 の 148 ページ)。

2. 日本の対応に影響を与えた当時の日中関係

日本政府のこうした対応には、「及び腰だ」との批判が欧米先進国からだけでなく、政府・自民党内からも出ていた⁽⁴⁾。事件が余りに衝撃的であったことからすれば、こうした批判も理解できないではない。しかし、あれから 30 年以上経った現在、今回公開された文書を踏まえて当時の日本政府の対応を検証したとき、筆者からみると、そうした批判は多少酷なように思える。以下がその主な理由である。

第一に、当時の日中関係が「戦略的友好時代」にあったことによる⁽⁵⁾。周知のとおり、1972年9月、日中両国は電撃的に外交関係を樹立した。これは、ソ連の脅威を深刻視する中国が対米関係改善に乗り出すという戦略的大転換を受けてのことだった。対中 ODA 供与の決定が、改革・開放が実質的にスタートした 1979年に下されたことは、日本からみると戦略的決断だったと言えよう。学

生らが天安門広場を占拠していた 1989 年 5 月のゴルバチョフ訪中によって、中ソは関係正常化を実現するが、日中の戦略的な友好関係は継続していた。実質的関係においても、1981 年以降、中国にとって日本は最大の援助国(対中二国間援助の約 75%は日本)だった(ファイル 0545 の 149 ページ)。6.4 事件が日本社会全体に与えた衝撃が激しかったのは間違いないが、10 数年間かけて築き上げたこうした関係を一夜にして改められないのは「仕方ない」のである。

第二に、いわゆる民主化理論の影響が考えられ る。1960年代以降、「所得の上昇によって拡大し た中間層が民主化を促進する」という考え方(リ プセット仮説)が国際社会で広く受け入れられ, 日本の対中 ODA 政策にも反映されていた。2001 年 10 月作成の外務省資料「対中国経済協力計 画」によると、日本の目指すべき方向は以下のよ うなものとされている。「我が国は、中国が78年 12月に改革・開放路線へ転換し、翌79年に円借 款供与の要請を行ったことを踏まえ、同年 12 月 に, 訪中した大平総理(当時)が, 我が国の中国 に対する ODA の供与を約束した。これは、中国の 改革・開放政策を支援することが中国や我が国の みならず, アジア地域, ひいては世界の安定と繁 栄に資するとの考えによるものである」。また, 「法制度整備などを通じた民主化に資する支援に 取り組んでいる」(下線部筆者)とされた $^{(6)}$ 。

第三に、「日本の対中政策は中国の歩みに大きな影響力を与えうる」との日本政府の自負である。世界第二の経済大国であり、GDP 規模で約6.5倍という日中の経済格差を背景に、外務省は当時、「我が国の対中政策が持つ重みとその跳ね返り。わが国の対中政策は、(イ)他の諸国の対中政策に大きな影響を及ぼすのみならず、(ロ)中国の内外政策そのものにも大きな影響を与えうる。従って、我が国の政策決定においては、その影響を予め慎重に評価する必要あり」(前出「我

が国の今後の対中政策(今回の事態を踏まえて)」(6月12日)の「参考」(2)。ファイル 0545の 137ページ)と認識していた。以下で考察するアルシュ・サミットでの日本政府の「粘り」も、そうした認識に基づくものだったと考えられる。

第四に、この点が決定的に重要だと思えるのだが、制裁を含む日本と西側先進国の対中政策に、そもそもどれほど大きな開き、実質的な差異があったのかという点である。筆者はこの点につき、多分に懐疑的だ。

3. アルシュ・サミットと米英の対応

上でみたように、制裁「措置」という点で、西 側先進国の対応は日本に比し総じて厳しいものだ った。しかし, 西側諸国の中には強硬一辺倒政策 をためらう指導者もいた。例えば、ブッシュ米大 統領は8日、「中国人民を苦しめることになる」 として,経済制裁などの追加措置は当面考えない 方針を明らかにしていた(⁷⁾。そして,ブッシュ政 権のこうした姿勢を日本外務省は「行政府として はこれまでよく計算されバランスの取れた」もの と評価していた(7月7日。ファイル0554の143 ページ)。のちに明らかになったように、同大統 領は早くも7月1日, スコウクロフト大統領補佐 官らを秘密訪中させ、関係改善を模索していたほ どである。また、サッチャー英首相も、「ホンコ ン住民は深く事態をゆう憂しており、 自分はいわ ば2頭のうま、即ち一方においては中国の非人道 性を批判し, 他方中国における開放政策の再来を 期待するにのっている状態である」(原文ママ。7 月 14 日。ファイル 0549 の 163 ページ)と、事態 が香港へ及ぼす影響を危惧し、対応の難しさを認 めていた。

とは言うものの、「中国を孤立させるべきでない」という日本の立場をサミット各国に飲ませるために越えねばならないハードルはあまりに高かった。議長国のフランスが強硬だったことに加

中国に関する宣言(仮訳)

平成元年7月15日

我々は、既に、中国における人権を無視した激しい抑圧を非難した。 我々は、中国当局に対し、民主主義と自由に対する正当な権利を主張したに過ぎない人々に対する行為を中止するよう強く促す。

この抑圧に緩み、我々各自は、深基なる非難の意を表明し、二国間における閣僚その他のハイレベルの接触を停止し、また、中国との武器貿易があれば、これを停止するといった超当な措置をとるに違った。 更に、我々各自は、現下の経済的不確実性に結み、世界銀行による新規敵資の審査が延期されるべきことに同意した。我々は、また、中国人留学生が希望すれば、その滞在を延長することも決定した。

我々は、中国当局が、政治、経済改革と開放へ向けての動きを再 関することにより、中国の孤立化を避け、可能な限り早期に協力関 係への復帰をもたらす条件を創り出すよう期待する。

我々は、これらの出来事以来香港の人々が有している深い懸念を 理解し、共有する。我々は、中華人民共和国政府が、香港に対する 信頼を回復するために必要な対応をとるよう求める。 我々は、国際 社会の継続的な支援が、香港に対する信頼を維持する上で重要な要 乗になると考える。

図7 「中国に関する宣言」(仮訳)

宣言発表を受け、宇野総理は、「アジアの立場から本案文を全面的に支持する。特に、第3パラ及び第4パラはアジアにとり重要である」と述べている(ファイル0549の21ページ)。宣言にあげられた「措置は参加国がすでに実施しているものを越えるものはなく、いわば各国の立場の最大公約数を示したもの」⁽⁸⁾だった点で、日本としては満足いく結果が得られた。日本と欧米諸国との間に根本的な対立があったのなら、「中国の孤立化を避け」という一節は挿入されなかっただろう

それでは、孤立回避という点で融和的な日本の 対中政策に、まったく問題はなかったのだろう か。中国は日本の期待するようなパフォーマンス を示したのだろうか。

上記「中国に関する宣言」の第3パラグラフは、日本政府から見ると、図6の1.(3)下段「改革・開放政策が実際に不変であることを含め、中国が国際的にも納得の得られるような立場の表明を行えば、関係を旧に復せしめる上で望ましい」という考え方の延長線上にあった。

え、「EC 理事会の 7 項目の措置のうち、我が国にとって問題ないのは 2 項目(対中軍事協力、武器輸出入の停止。カッコ内筆者)のみ」(ファイル0554 の 143 ページ)だったからだ。現地で交渉にあたった國廣道彦外務審議官らは、中国に関する宣言をださせないよう、また、宣言を出すにしても、その中に「中国を孤立化させることが我々の意図ではない」との一節を入れるために徹底抗戦を続けた(ファイル0549 の 88 ページ、ファイル0547 の 196 ページ)。こうした努力が、宣言が出される前日の 14 日に行われた宇野宗佑総理とアタリ仏大統領補佐官との間での以下のような最終協議につながる(ファイル0556 の 80~81 ページ)。

アタリ「西欧諸国としては,中国を孤立化させ てはならないと言うのは,非生産的と考える」。

宇野「『中国が自ら孤立化しないような改革を 進める必要がある。それまではこういう姿勢をと る,我々は見守る。』というような案文ならいい のではないか」。

アタリ「それなら微妙な言いまわしであり問題 ないと思われる」。

こうした交渉の結果,7月15日に出されたのが以下の「中国に関する宣言」(図7)である(ファイル0547の133ページ)。第3パラグラフ「我々は、中国当局が、政治、経済改革と開放へ向けての動きを再開することにより、中国の孤立化を避け、可能な限り早期に協力関係への復帰をもたらす条件を創り出すよう期待する」との文言が日本外交の成果だ。

したがって,「国際的にも納得を得られる」措 置――より直接的には政治体制改革や民主化―― を中国がとるよう, 日本は他国に率先して慫慂す べきであった。また、声明(案)(図3)は中国 課レベルの試案であったと考えられるが、日本政 府は、中国政府が「経済体制改革と並んで、政治 体制改革を推進しており, 今後も民主を求める人 民の合法的要求には、十分配慮」しているか否か を真剣かつ継続的にレビューすべきであった。 1992年6月30日に閣議決定された「政府開発援 助大綱」でも、ODA 実施に当たって踏まえるべき 原則として,「開発途上国における民主化の促 進、市場指向型経済導入の努力並びに基本的人権 及び自由の保障状況に十分注意を払う」ことがあ げられている。しかし、次節での考察が示すよう に、日本政府には、孤立化回避の前提条件である はずの政治体制改革や民主化を中国が果たして進 めているかの検証を十分に行うという姿勢が欠け ていた。

Ⅳ. くむべき教訓と中国の民主化

1. 前提が顧みられなかった孤立化回避政策

外務省は1989年7月17日,「取り敢えずの評価」と題して、アルシュ・サミット全般に対する同省としての評価を行ったが(ファイル0547の13~16ページ)、中国問題に関する評価は「3.政治問題」の(3)で、以下のように総括された。「サミット宣言を通じて我が国としては、中国に伝えるベきメッセージとして、以下の二つ、すなわち、(イ)中国の学生、一般市民に対する武力の行使等は容認できるものではなく非難されるべきものであることが、同時に(ロ)我々は中国が孤立化の道を歩むことを欲しておらず、中国が従来の『改革・開放』政策を名実ともに進めるのであれば、我々は中国との協力関係を再開する用意があることの二点が、バランスのとれた形で

宣言に盛り込まれるよう努めた。かかる我が国の 努力は奏功したと言って良かろう」(原文ママ)。 このような満足いく結果が得られた以上,日本政 府としては「中国が従来の『改革・開放』政策を 名実ともに進める」よう仕向ける必要がある。

ところが、サミット終了後の8月7日に中国課 が作成した「とりあえずの対中政策の取り進め方 (アジア局長用メモ)」(ファイル 0545 の 455 ペ ージ) は次のようなものだった。「経済協力につ いては、このまま、『中断』が続くようだと中国 経済が深刻な事態に陥る惧れもあり」、「中国側の 前向きの対応を待って、協力を再開するというこ とでは、いつまでたってもその機会を得られない 可能性あり(最終的に中国経済が大変なことにな り、対日不満が噴出したところで、再開に追い込 まれるということにもなりかねない)。従って, 来る日中外相会談において, 銭部長より我々の期 待するようなメッセージが表明されない場合に も,日本側の判断で(対外説明必要)徐々に再開 することを検討する必要」(がある。カッコ内筆 者)。

つまり、日本政府のその後の関与実態や実績に ついてはより詳細な検討が必要であるが、経済協 力をテコに中国の政治体制改革を迫るという発想 は、サミットでの「勝利」にも関わらず、外務省 内では強くなかったと言えるのではないか。孤立 化回避外交はその後、後景に退いてしまったので はないのか。サミット開催前ではあったが、まさ に対外経済協力を司る経済協力局の政策課が作成 した6月21日付の「今後の対中経協政策につい て(次官お手持ち用資料)」には次の一節があ る。「軍による鎮圧行動、現在進行中の『反体制 勢力』の逮捕など人道、人権上の問題を我が国の 対中経協政策の基本政策そのものにこれを反映さ せることは、長期的な対中関係の見地から行き過 ぎ」(ファイル 0545 の 148 ページ)。こうしたス タンスも, 日本の対中「融和」姿勢に影響を与え

た可能性がある。まさに、「価値観の表明は明確に、実際の行動は慎重に」というのが、人権問題に関する当時の外務省のスタンスだったのである(%)。なお、筆者は1990年代末、上海の日本総領事館で、華東地域(上海、江蘇、浙江、安徽)を対象とした無償資金供与事業を担当していたが、「ODAで中国の政治体制改革や民主化を促す」との認識はほぼなかったことをここに明らかにしておく(10)。

結論的に言えば、欧米諸国の人権外交をもってしても、6.4以降の中国では民主化は進まず、人権状況の改善も見られなかった。皮肉にも、「指導部としては、共産党の一党独裁を守るべく全ゆる手段を講じてかかる動き(民主化運動。カッコ内筆者)を封じていくものと思われ、また、政治問題にほとんど関心がない8億の農民が政治的安定と経済的繁栄のみを追求する保守的な基盤として存在し続ける限り、中国の民主化実現は容易ではない」とする中国課の見立て(6月11日付「中国情勢(事態収拾への動き)」。ファイル0545の157ページ)は正しかったことが証明された。

2. 「民主化運動」への疑問

ここで、一つ問題提起したい。運動が武力によって鎮圧されたにもかかわらず、欧米諸国を中心とする国々や識者らがその後も中国の民主化に期待したのは、鎮圧に至る約1ヶ月半の学生運動の本質を「民主化」運動と認識したからである。しかし、当時北京大学に在籍していた筆者は、そのようには認識していない。

直接的には胡耀邦の名誉回復を求めて天安門に向けて行進を始めた学生らの要求の中に、当初から民主的要素があったことは間違いない。4月18日未明、約3000人の北京大学生が初の学外デモを実施したが、その際の主たるシュプレヒコールは「打倒」の対象として「特権、官僚、独裁、専

政」,「万歳」の対象として「自由,民主,北京大学,五四運動,中国魂」がそれぞれあげられた。 そして,天安門広場に到着後,彼らはその後の学生側要求の原型となる「7項目の要求書」を葬儀委員会を通じて全人代常務委員会に提出した。「7項目」とは,胡耀邦の業績(自由と民主の尊重)再評価,反精神汚染・反ブルジョア自由化の否定とその際濡れ衣を着せられた知識人の名誉回復,指導者の収入公開,出版・報道の自由,教育経費の増加と知識人の待遇改善,デモを規制する北京市の条例(デモ 10条)廃止,追悼活動のありのままの報道を指す(11)。

しかし、彼らの言うところの「民主」とは極め て曖昧なものだった。1989年という年が「科 学」と「民主」を掲げた反日愛国運動である「五 四運動」70周年記念にあたったことから、漠然 と「民主」を口にしている学生が多く、求めるべ き民主像を具体的に描いているわけではなかっ た。また、指導部の運営も民主的ではなかった。 ハンストが始まった5月13日以降,ハンスト団 (強硬派)と北京市高校学生自治聯合会(略称: 高自聯。穏健派),そして,当局との対話を最重 要視するグループという3つの勢力間に生じた亀 裂は徐々に拡大していった。そして、当初から指 導的立場にあった高自聯は, 戒厳令発動以降発生 した外地学生の大量流入という一種の攪乱要因も あり、事態解決のために有効な指導力を発揮でき なかった。 さらに、 当時の中国の大学生に色濃か ったエリート意識が, 最終段階での市民との団結 を拒んだ。

一方,デモに参加し,ハンストで倒れていく学生らに同情した市民の多くが求めたのは,決して民主化ではなかった。彼らが求めたのは,当時鳴り物入りで進められていた価格改革のあおりで生じた二けたインフレの解消であり,そうした中,職権を乱用して私腹を肥やす役人(官倒)らの処分であった。今でも偶像化されている趙紫陽では

あるが、4月29日の政府との対話の際、学生代表の一人は趙紫陽の写真を手に、「ある指導者は毎週一回、夫人同伴でゴルフに興じている」と趙を批判しており、中国最大の「官倒」は趙紫陽であるとの評価も学生の間で定着していたのである(12)。

3.「劉暁波獄中死」が意味するもの

結局のところ、今日に至るまで、中国では日本政府や欧米各国が期待したような政治体制改革は進まず、民主化の動きも起こっていない。それは、共産党政権の政策とその「成果」――経済的豊かさの実現(アメ)を統治の正当性根拠として、政治的自由を抑圧する(ムチ)――に拠るところが大きい。

中国大国化の起点が1992年1月から2月にかけて鄧小平が行った「南巡講話」にあることは衆目の一致するところである。6.4事件後の閉そく感を打ち破ることとなった一連のスピーチの中で、鄧はいわゆる「3つの有利」を主張した。

「生産力を解放、発展させ、搾取と両極分化をなくし、皆の豊かさを最終的に実現するという社会主義の本質」に符合するか否かの基準は「社会主義社会の生産力発展、社会主義国家の総合国力増強、そして、人民の生活水準向上に有利か否かにある」(13)。鄧小平の真骨頂とも言うべきこのプラグマティズムが、経済的豊かさを求めることに対する人々の「後ろめたさ」を解き放ったのである。そして、この年の10月に開催された党の第14回全国代表大会は、彼の目指した改革・開放理念を「生産力の発展を束縛する経済体制を根本的に改め、社会主義市場経済体制を構築する」ことであると結論づけた。

一方で、鄧小平はこのスピーチの中で、「改革・開放の全過程で、4つの基本原則(社会主義の道、人民民主主義独裁、中国共産党の指導及びマルクス・レーニン主義、毛沢東思想)を堅持す

るよう、常に注意しなければならない。(1986年9月の)12期6中全会で、私はブルジョア自由化は今後20年続けなければならないと提起したが、現時点で判断すると、20年では不十分だ。ブルジョア自由化が氾濫すると、大変なことになる」(カッコ内筆者)とも述べている(14)。これが、学生運動に反社会主義、反共産党という「和平演変」の影をみてとり、徹底弾圧による事態収拾を最終決断した「改革開放の総設計師」のもう一つの顔だった。

実際,その後生まれた政治体制改革や民主化の 試みや機運はことごとく否定されてきた。1980 年代末から全国規模で徐々に拡大していった村民 委員会主任の直接選挙(いわゆる「村民自治」) は,非党員主任の影響力拡大を恐れた党が書記に 主任を兼任させるというシステムを構築したこと で,形骸化された。また,一部の農村地域で始ま った郷鎮長の直接選挙制度も普及前にストップが かけられた。郷級人代改選選挙に関して,2001 年7月10日付で出された全人代常務委党組見解 には次の一節がみられる。「過去において,一部 の地方が郷鎮長を試験的に直接選挙で行いたいと 要求し,また,例外的にそのような選挙を行った ところもある。しかし,これは憲法や地方組織法 の関連規定に合わないものである」(15)。

2015年5月18日,中央統戦工作会議で習近平 総書記は,「西側のやり方で,より自由に,より 民主的に,そしてより安定的になったというのだ ろうか。一部の途上国が西側の政治制度や政党制 度モデルをそのまま導入した結果はどのようなも のだったのか。多くの国が政治的混乱や社会不安 に陥り,人民は行き場を失ったではないか」と発 言した⁽¹⁶⁾。欧米式民主主義への不信感を隠さ ず,共産党指導に「制度的優位性」を付与する絶 対的指導者の下,政治的自由を求める声はほぼか き消されている。

2017年7月13日、劉暁波が死亡した。事実上

の獄中死である。6.4事件のリーダーの一人であるのと同時に,懸命の説得で,血の弾圧前に学生らを天安門広場から撤退させた人物に対するこうした仕打ちこそ,政治体制改革に対する中国共産党と現政権の明確な回答なのである。

V. 終わりに

筆者は本論考で、ポスト 6.4 期の日本の対中外 交の最大の問題点が「孤立化回避の前提であった はずの政治体制改革や民主化促進を慫慂しなかっ た」ことにあると指摘した。その必然的結果であ ると主張するものではないが、第二の経済大国に 躍進した中国は、国内で有効な開発独裁的統治シ ステムを世界基準にまで昇華しようとしている。

こうした認識に基づいて今後の日中関係のあり 方を考えたとき、より長期的観点から目指すべき は、「重層的」な日中関係の構築であると筆者は 考える。そして、これは当然のことながら、一義 的には「日本にとって」より良き日中関係を意味 する。

筆者の言うところの「重層的」関係とは、「対峙の対象としての中国」、「説得の対象としての中国」、「協働の対象としての中国」という三層からなる日中関係をさす。そして、「日本にとって」のより良き関係とは、対峙レベルでは決定的な対立に至らない関係、説得レベルでは日本側の主張を中国側ができる限り受容できるような関係、協働レベルでは相互利益最大化のために両国が協力して汗をかく関係をイメージする(17)。もちろん、我々の目標は、如何にして協働領域を増やすかにある。ただし、その前提は、あくまでも「民主主義体制の優位さに対する信念と行動」である。

まず,第一の「対峙」対象としての対中関係といったときに我々の頭に浮かぶのは,尖閣諸島をめぐる問題であろう。中国はこれを「主権問題」

と位置づけ、明言はしないものの譲歩不可能な「核心的利益」として政策遂行している。具体的には、中国公船(海警)が繰り返す尖閣諸島周辺の領海や接続水域への侵入行為や、中国漁船による排他的経済水域(EEZ)での無許可操業などがあげられる。このような行為に対しては、日本の主権と国益を守るべく、海上保安庁による警備強化、日米同盟関係の有効な活用、可能な限りの防衛力整備などを通じ、侮られない対応をとる必要がある。危機管理システム構築も喫緊の課題だ。さらに、中国との間で日本と同様の問題を抱えるアジアの国々(ベトナム、フィリピン、インド等)との連帯や連携を図ることも有効であろう。

第二に,「説得」対象としての中国との関係構 築である。中国共産党による排他的統治を是とす る信念とそれに基づく国家運営を外部圧力によっ て改めようとするのは、おそらく徒労に終わるだ ろう。むしろ、ASEAN 加盟国をはじめとするアジ アの近隣諸国や地政学的に対中脅威感が相対的に 低い EU 加盟国などと共に「緩やかな連合」を結 成し、「国際社会で尊敬される大国たるために は、何よりも寛容さが必要であり、多くの国々の 賛同を得られる普遍的理念や価値観が必要であ る」と地道に説くことが求められる。そうした説 得対象となりうる懸案としては、内政問題だとし て中国が外部からの干渉を拒否する国家統合問題 (民族,香港,台湾問題等)がある。また,透明 性の低さや「債務の罠」を理由にしばしば批判の 対象となる「一帯一路」戦略がある。なお、効果 的な「説得」工作を行うためには、一定の相互信 頼関係の存在が前提となることは言うまでもない だろう。

そして第三に、最も重要な「協働」対象として の中国との関係構築があるが、これはウィズコロ ナ、ポストコロナ時代の最重要課題である。中心 となるのは貿易や投資といった経済関係だろう。 社会主義市場経済下の中国はスーパーリアリズム

に支配された弱肉強食の世界であることから、日 本としては「日本の魅力や価値」を高め、それを 発信する努力を官民一体で展開する必要がある。 高齢化や環境破壊といった両国共通の課題への取 り組みでは、日本の経験を伝えることで、日本の もつ価値を高めなければならない。第三国市場で の協力関係が拡大できれば、地域に対する両国の 貢献がアピールできるだろう。世界的規模の課題 (例えば、感染症対策や持続可能な開発目標 SDGs)へのさらなる連携も検討すべきだ。北朝鮮 情勢をめぐっても協働は可能であろう。もっと も,「良好な国民感情なくして,良好な国家関係 なし」という観点から言うと、人的交流の拡大と 相互理解の増進、そして相手国に対する国民感情 の改善こそ,協働関係構築,拡大のための前提で あり、最重要課題なのかもしれない。我々日本人 としては、「国交正常化で置き去りにされたの は、未曽有の戦禍を強いられた中国人の心」 と の指摘(18)を銘記しておくべきだ。

バイデン政権の誕生で、米中間の矛盾は「民主主義対専制主義」という体制間矛盾にまで深刻化した。そして、さる4月16日の日米首脳会議を経て、日中関係は新たな局面を迎えようとしている(19)。

1989年の6.4天安門事件と仏アルシュ・サミット。そして、2021年の日米首脳会談と英コーンウォール・サミット。事件から32年後の今日、中国は異形の大国と化した。我々にいま求められているのは、「民主化の可能性なき中国」に向き合う覚悟と忍耐、そして行動力なのだと思う。

(2021年4月27日脱稿)

[注]

(1) この推測の正否のカギを握る阿南、横井のお 二方からはコメントを頂戴することができなか った。なお、本件取材と本論考の執筆にあたっ ては、朝日新聞政治部の倉重奈苗記者に多大な

- るご協力を頂いた。ここに謝意を表したい。『朝 日新聞』2020年12月24日参照。
- (2) 「6.4 天安門事件外交」期は,事件発生からアルシュ・サミットまでの約1か月半を指すこととする。
- (3) 『朝日新聞』1989年6月21日。
- (4) 同上1989年6月7日。
- (5) 国分良成『中国政治からみた日中関係』(岩波現代全書 101,岩波書店,2017年)では「1972年体制」期(235ページ),毛里和子『現代中国外交』(岩波書店,2018年)では「ハネムーンの15年」期(120ページ)。
- (6)「対中国経済協力計画」,外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sei saku/enjyo/china._h.html#3, 2021 年 4 月 10 日最終アクセス。
- (7) 『朝日新聞』1989年6月9日。
- (8) 高木誠一郎「天安門事件と米国および西欧諸 国」(野村浩一他編『岩波講座 現代中国 別巻 1 民主化運動と中国社会主義』岩波書店,1990年), 254ページ。三宅康之「6・4(第二次天安門事件) 1989-91年」(高原明生・服部龍二編『日中関係 史 1972-2012 I政治』東京大学出版会,2012年), 241~242ページ。
- (9) 天安門事件翌年に中国課長に就任し,その後, 駐中国大使などを歴任した宮本雄二氏の発言よ り。『日本経済新聞』2021年4月8日。
- (10) 民主化と ODA の関係については、下村恭民「民主化支援の再検討」(黒岩郁雄編『開発途上国におけるガバナンスの諸課題——理論と実際』アジア経済研究所、2004年、https://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Books/Keikyo/203.html,2021年4月3日最終アクセス)を参照。
- (11) 筆者メモ及び加藤青延『目撃 天安門事件』 PHP エディターズ・グループ, 2020 年, 44 ページ。

- (12) 拙稿「語り伝えることが私の責務」(六四回顧録編集委員会編『証言 天安門事件を目撃した日本人たち』ミネルヴァ書房,2020年,102~105ページ)。学生運動を「民主」や「人権」要求と位置付けることに対する疑問は、杉野光男氏も同書の中で投げかけている(「私が経験した『官倒』の世界」、169~172ページ)。また、中国の民主化について考察した事件直後の研究成果としては、天児慧「民主化運動の動員と構造」、(野村浩一他編前掲書、89~102ページ)、宇野重昭「中国民主主義の可能性と社会主義」同、103~118ページ)がある。
- (13) 『鄧小平文選』, 人民出版社, 1993年, 第三巻, 372~373ページ。
- (14) 同上, 379ページ。
- (15) 全国人大常委弁公庁連絡局編『県郷人大換届 選挙工作資料選編』中国民主法制出版社,2001 年,6ページ。
- (16)辛向陽「習近平社会主義政治建設思想探析」、中国共産党新聞網、http://theory.people.com.cn/n1/2018/0516/c40531-29993298.htm1,2021年4月2日最終アクセス。
- (17) 中国を「協力パートナー」、「交渉上のパートナー」、「経済的な競争相手」、「体制上のライバル」と多面的にとらえる EU の対中政策は大いに参考になる。林大輔「欧州の中国認識と対中国政策をめぐる結束と分断――規範と利益の間に揺れ動く EU」(日本国際問題研究所編『中国の対外政策と諸外国の対中政策』日本国際問題研究所、2020年、http://www2.jiia.or.jp/pdf/research/R01_China、2020年8月4日最終アクセス)、299ページ。また、米国がとるべき対中政策については、エリザベス・エコノミーの労作がある(Elizabeth C. Economy、The Third Revolution: Xi Jinping and the New Chinese State, Oxfond University Press, 2018)。
- (18) 服部龍二『日中国交正常化——田中角栄, 大

- 平正芳,官僚たちの挑戦』中公新書,中央公論新社,2011年,219ページ。
- (19)会談当日発表された共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」で、日米両首脳は東シナ海、南シナ海、台湾、香港、新疆などの問題に「深刻な懸念」を表明するなどした。これに対し、中国側は「核心的利益」への干渉だとして、反発している。